

富士山羽衣マリーナヨットクラブ会則案

2026年9月1日施行

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、「富士山羽衣マリーナヨットクラブ」（以下「クラブ」という。）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、富士山羽衣マリーナ(株)を拠点として、ヨットレース、クルージング及び各種イベントを通じて会員相互の親睦を深め、安全で充実したヨットライフの発展に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ヨットレースの企画及び運営
- クルージングの企画及び実施
- 会員相互の親睦を深める交流会及び懇親会の開催
- セーリング技術及び安全航海に関する情報交換
- 富士山羽衣マリーナ株式会社が開催するイベントへの協力及び参加
- 海洋及びマリンスポーツの普及に関する活動
- 地域社会への貢献に関する活動
- その他、本クラブの目的達成に必要な活動

第2章 会員

第4条（会員資格）

会員は、富士山羽衣マリーナ株式会社との係留契約者であり、本会則の趣旨に賛同するヨットオーナーとする。

第5条（入会）

入会を希望する者は、本会則を承認し、入会申込書を提出することにより入会するものとする。

第6条（退会）

会員は、次のいずれかに該当する場合に退会する。

- 本人から退会の申し出があった場合
- 富士山羽衣マリーナ株式会社との係留契約が終了した場合
- 会員資格を喪失した場合

第7条（除名）

会員が次のいずれかに該当すると認められる場合は、役員及び会員の協議により除名する

ことができる。

1. 本会則に著しく違反した場合
2. クラブの名誉又は信用を著しく損なった場合
3. クラブの秩序を乱した場合
4. その他、会員として不適当と認められる場合

第8条（会費等）

- 1 本クラブは、入会金及び年会費を徴収しない。
 - 2 クラブ活動に必要な経費については、その都度参加者負担を原則とする。ただし、特別な費用が必要となる場合は、会員の協議により定める。
-

第3章 役員

第9条（役員）

本クラブに次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以内

第10条（選任）

役員は会員の中から選出し、会員の承認をもって決定する。

第11条（職務）

1. 会長はクラブを代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
-

第4章 事務局

第12条（事務局）

- 1 クラブの事務局は富士山羽衣マリーナ株式会社内に置く。
 - 2 事務局はクラブ運営に必要な連絡、会計管理を行う。
-

第5章 運営

第13条（会合、決議）

- 1 会長は必要に応じて会合を招集する。
 - 2 会員はクラブ運営に関する事項について協議する。
 - 3 クラブ運営に関する事項は、必要に応じて役員又は関係する会員で協議し決定する。
-

第6章 マリーナとの関係及び責任

第14条（マリーナとの関係）

- 1 本クラブは会員の自主的な組織であり、富士山羽衣マリーナ（株）は活動を支援及び協

力する立場とする。

2 クラブの運営及び活動は、会員の自主性と責任において行うものとする。

第 15 条（安全）

1 会員は海上における安全を最優先とし、関係法令及び海上ルールを遵守しなければならない。

2 クラブが実施するレース、クルージングその他の活動への参加は、各会員の自由意思及び自己責任によるものとする。

3 出港、航行、レース参加継続及び帰港に関する最終判断は、各艇長がその責任において行う。

第 16 条（責任）

1 クラブ活動中に発生した事故、損害、負傷その他のトラブルについては、当事者がその責任を負うものとする。

2 富士山羽衣マリーナ株式会社は、クラブ活動に起因して生じた損害について責任を負わないものとする。

第 7 章 禁止事項

第 17 条（禁止事項）

会員は次の行為を行ってはならない。

1. 法令又は公序良俗に反する行為
2. 他の会員又は第三者に迷惑を及ぼす行為
3. 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした勧誘行為
4. クラブの名誉又は信用を損なう行為
5. クラブ活動の秩序を乱す行為
6. その他、役員が不適當と認める行為

附則

1. 本会則は 2026 年 9 月 1 日より施行する。
2. 設立時役員は次のとおりとする。

会長 HAL Fourth 松浦 令一

副会長 高木 正和

副会長 水野 直人
